公立大学法人福知山公立大学契約事務に係る取引停止等の取扱基準

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学契約事務規程に定めるもののほか、公立大学法人福知山公立大学(以下「法人」という。)における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いに必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

- 第3条 理事長は、法人が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者(以下「業者」という。) が別表に掲げる措置基準のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるとこ ろにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。 (取引停止に係る特例)
- 第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二項目以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期及び長期は、当該各号に定める2倍の期間とする。
- 3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 理事長は、他機関において取引停止の措置を行った旨の通知を受けた場合、別表各号の措置要件ごとに 規定する最も短い期間をもって当該業者の取引停止期間とする。ただし、別表第11号に該当する場合は、 必要があると認められる期間を定めるものとする。
- 5 理事長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当 該業者について取引停止を解除するものとする。
- 6 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない 等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。 (指名等の取消)
- 第5条 理事長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼 している場合は、当該指名等を取消すものとする。
- 2 理事長は、すでに入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

- 第6条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条第5項の規定による取引停止の解除及び第5条の 規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該業者が取引停止の開始日から起算して過去1年以内に法人との契約実績 がない場合は、当該業者に対する通知は行わないものとする。
- 3 理事長は、前項以外の場合においても、第1項に定める通知を行う必要がないと認める相当な理由がある場合、通知を省略することができるものとする。

(取引停止措置等の公表)

第7条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条第5項の規定による取引停止の解除をしたときは、 法人のホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第8条 理事長は、取引停止の期間中の業者が法人の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(取引停止措置等の解除)

- 第9条 理事長は、取引停止の措置を受けた業者が取引停止期間の終了後、取引停止となった事由における 改善策を提出し、これを認めた場合は取引停止措置等を解除する。
- 2 前項における改善策が提出されない場合は、取引停止期間に関わらず、取引停止措置等の解除を行わない。

(警告又は注意の喚起)

第10条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又 は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。 (改廃)

第11条 この基準の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この基準は、平成28年6月7日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

区分	措置要件	期間
(1)過失による 粗雑な契約履行	法人発注の物品購入等契約の履行にあたり、 過失により履行を粗雑にしたと認められると き	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(2)契約違反	(1) に掲げる場合のほか、法人発注の物品 購入等契約の履行にあたり、契約等に違反し、 購入の相手方として不適切であると認められ るとき	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(3)談合等	法人が発注する物品購入等契約において、公 正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格 の成立を害し若しくは不正な利益を得るため の談合が発覚したとき	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内
(4) 不正行為	①法人に対し架空請求を行ったとき	当該認定をした日から 3か月以上24か月以内
	②納品の事実を偽ったとき	当該認定をした日から 3か月以上24か月以内
	③提出書類に意図的な虚偽があったとき	当該認定をした日から 2か月以上18か月以内
	③落札者が契約を締結すること又は契約者が 契約を履行することを妨げたとき	当該認定をした日から 2か月以上18か月以内
	④監督又は検査の実施にあたり、その執行を 妨げたとき	当該認定をした日から 2か月以上18か月以内
	⑤その他法人が不正行為と認めたとき	必要があると認められる 期間
(5)不誠実行為	①法人に対して不誠実な行為を働き、購入の 相手方として不適切であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
	②その他法人が不誠実行為と認めたとき	必要があると認められる 期間
(6) 賄賂	次に掲げる者が、法人の役員又は教職員に対して賄賂を行ったとき ①代表役員等(代表権を有する役員) ②一般役員等(役員又は支店、営業所等を代表する者) ③取引先の使用人	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内
(7)暴力団関係 者	①業者である個人若しくは業者の役員又は業者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れが	当該認定をした日から 24か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる

ある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められたとき	日まで
②業者である個人又は業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき	当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる 日まで
③業者である個人又は業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の 財産上の利益を不当に与えたと認められると き	当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ、 改善されたと認められる 日まで